

【提訴のお知らせ】
大川原化工機事件、亡くなった相嶋静夫さんの遺族が国を提訴
「人質司法」に関わった裁判官の責任を問う

大川原化工機事件で、保釈が認められないまま2021年2月にがんで死去した相嶋静夫さん(享年72)に対する不当な逮捕・勾留をめぐり、逮捕状・勾留状の発布や保釈請求の却下に関わった37人の裁判官の判断は違法だったとして、静夫さんの妻と長男、次男が4月6日、国を提訴しました。

被疑者や被告人の身柄を長期間拘束し、あらゆる自由や尊厳を奪うことで捜査への協力を強要する「人質司法」。

本訴訟は相嶋さんの事件を通じて、国内外で批判の対象となっている「人質司法」における裁判官の責任を問い、司法による人権侵害が横行している現状に終止符を打つことを目指します。



■ 訴訟の概要

- 訴訟名:【大川原化工機事件】裁判官の責任を問う訴訟
- 提訴日:2026年4月6日
- 裁判所:東京地方裁判所
- 原告:相嶋静夫さんの妻、長男、次男の計3名
- 被告:国

■ 訴訟を提起した原告

		
相嶋静夫さんの妻	長男	次男

※原告3人の実名は非公開です

■ 事案の概要

大川原化工機株式会社の顧問だった相嶋さんは、噴霧乾燥器を不正に輸出したとして2020年3月に逮捕・起訴されました。しかし、起訴から約1年後、公判審理が始まる前に、検察官は規制要件の立証が困難であるとして公訴を取り消し、裁判所は公訴を棄却しました。

相嶋さんは一貫して無罪を訴えましたが、裁判所は計7回*にわたる保釈請求をすべて却下しました。勾留中に胃がんが発覚しても保釈は認められず、適切な治療を受ける機会を奪われたまま、2021年2月、身柄拘束下(勾留執行停止中)で息を引き取りました。

先行する別の国家賠償訴訟では、警察官と検察官の行為の違法性がすでに認定され、判決が確定しています。しかし、令状を発付し、保釈を却下し続けて長期の身体拘束をした裁判官の責任はいまだに問われていません。本訴訟は、裁判官の判断の違法性を問い、ひいては日本の刑事司法における「人質司法」を是正することを目的としています。

*注:2021年2月1日に行った8回目の保釈請求は、裁判官から、勾留執行停止がされているため権利保釈することができず、かつ、勾留執行停止の満期までまだ4か月程度あることから、現時点では職権保釈もできないため、保釈を取り下げしてほしい、取り下げない場合には却下となる旨の連絡を受け、やむなく同請求を取り下げた。

■ 請求の概要

総額1億6882万7223円の損害賠償を請求しています。これは、原告らに生じた損害(相嶋さんの死亡慰謝料の相続分と、遺族固有の慰謝料及び弁護士費用)から、別訴ですでに賠償を受けた部分を差し引いた残りの損害を賠償するよう求めるものです。

原告らは、相嶋さんに対する一連の身柄拘束を維持した裁判官らの判断(逮捕、勾留、保釈却下等)は、国家賠償法上違法であると主張しています。その根拠は次のとおりです。

犯罪の成立に必要な規制要件である「定置した状態での殺菌性能」について、捜査機関は「一種類の菌が死滅すれば該当する」という独自の不合理な解釈を採用していました。裁判官は、この解釈の不当性や、国際的な合意(AG合意)との矛盾を見過ごし、安易に犯罪の嫌疑を認めています。装置の構造上、熱風が行き渡らない箇所(測定口等)があり、物理的に殺菌が不可能であるという専門的な指摘や従業員の供述を、裁判官は適切に評価しませんでした。

また、逮捕前には約1年半にわたって捜査が行われており、相嶋さんはこの間に逃亡や罪証隠滅をしていません。彼が逃亡をしたり罪証を隠滅したりするおそれはまったくありませんでした。さ

らに、相嶋さんが胃がんの診断を受け、生命に重大な危険が及んでいたにもかかわらず身柄拘束を続けたことは、憲法13条や日本が批准する条約にも違反する非人道的な行為です。

裁判官は、憲法及び刑訴法上、捜査機関の資料に依拠するだけでなく、弁護人に反論の機会を与えた上で、令状請求を却下したり、保釈や勾留取消しをする義務があったのに、これを怠りました。

■ 弁護団

高野 隆 弁護団長(高野隆法律事務所)

吉田 京子(同)

南里 俊毅(同)

井桁 大介(宮村・井桁法律事務所、一般社団法人LEDGE事務局長)

趙 誠峰 (Kollectアーツ法律事務所)

谷口 太規(弁護士法人東京パブリック法律事務所、一般社団法人LEDGEエグゼクティブディレクター)

戸田 善恭(法律事務所LEDGE)

城使 洸司(後藤・しんゆう法律事務所)

拝地 旦展(同)

矢内 太道(北千住パブリック法律事務所)

■ クラウドファンディングについて

本訴訟は認定NPO法人CALL4のサポートを受け、2026年3月26日から訴訟費用のクラウドファンディングを開始しました。今後、訴状その他の訴訟資料や期日情報などもCALL4のケースページに掲載しますので、適宜ご参照ください。

<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000173>

【LEDGEについて】 <https://ledge.or.jp/>

LEDGEとは公共訴訟を中心としたソーシャルチェンジを促進するための専門家集団です。公共訴訟に必要なリソースを社会から集めて、より充実し効果的な公共訴訟を遂行するための様々なサポートをします。また公共訴訟が取り扱うイシューについての認知を上げ、世論を喚起し、行政・政治を動かしていくためのキャンペーンも展開していきます。日本初のフルタイムで公共訴訟に専従する弁護士を擁する法律事務所LEDGEと連携し、その活動を支えています。

【取材に関するお問い合わせ】

一般社団法人LEDGE 広報・伊吹

Email: info@ledge.or.jp